

新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月 1日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第15号

新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成8年新潟市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「同条第13項」を「同条第14項」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第10条の4を次のように改める。

第10条の4 削除

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第26条を次のように改める。

第26条 削除

別表第2中「10平方メートル未満」を削る。

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号 削除

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 令和5年4月1日
- (2) 別表第2の改正規定 令和5年7月1日